

八丈町農業委員会

第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については で消しています。

令和2年9月25日(金)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和2年9月25日(金) 9:00～10:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄(欠席)	〃	12	沖山 宗春

4.農業委員欠席：1名

5.農地利用最適化推進委員出席：0名

委員	1	菊池 睦男(欠席)	委員	5	浅沼 隆章(欠席)
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	浅沼 孝教(欠席)
〃	3	笹本 守彦(欠席)	〃	7	奥山 利平(欠席)
〃	4	西條 忍(欠席)			

6.農地利用最適化推進委員欠席：7名

7. 会議録署名委員の指名： 1番 磯崎 正委員、2番 伊勢崎 武二委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 6) 議案第4号 東京都指導農業士の推薦の決定について

9.出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、次長 金川 智亜樹、事務局 笹本 大祐
事務局 篠崎 京平、坂井 俊介、笠井 貴夫

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 坂田 ひとみ
八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 統括課長代理 野口 貴
島しょ農林水産総合センター八丈事業所主任改良普及員 小林 和郎

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第6回総会を開催いたします。
先月同様に、新型コロナウイルス感染症拡大対策の為、出席者を農業委員に限定した形での開催となりますことをご了承ください。
本日の会議録署名委員ですが、1番委員・2番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 < 会長活動報告 >

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 < 事務局長活動報告 >

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 事前にお配りしております議案第1号資料をご覧ください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和2年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,226㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 、 、
当農地は3名の共有名義となっており、譲渡人は現在全員島外在住で、今後耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。
作付予定作物 レモン、パッション

続いて、番号2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,906㎡、

続いて 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 324㎡、2筆合計 2,230㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人

譲渡人は自身が高齢により耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご
覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域
図をご覧ください。

【番号2 農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の さんについては、昨年認定新規就農者として認定され、レモンを主体とした
農業を行っておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地については現在遊休化している状態ではありますが、農地取得後に開墾し、レモンや
パッションの栽培を行っていくと伺っております。

下限面積については、経営面積が1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和については周囲と調和した農業をやっていききたいということです。

続いて、番号2の さんについては、現在契約社員として勤務しておりますが、休日や
空いた時間を利用してロベレニーを栽培する計画となっており、ロベ切りについてもお手伝い
で経験しているということです。全部効率利用・常時従事については問題ありません。

申請地 については、既に植えられているロベを継続して栽培し、 については遊休化して
おりますが、農地取得後に開墾し、ロベを栽培していく計画となっております。

下限面積については、経営面積が22.3アールと1アールを超えているため、問題ありませ
ん。

地域との調和については周囲と調和した農業をやっていききたいということです。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思いま
す。番号1農地に関しまして、4番委員お願いします。

農委 4 番 譲渡人は 3 名とも島外におり耕作する見込みはありません。農地については、事務局から説明がありましたように、遊休化している状態ではありますが、取得後開墾する計画という事で問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号 2 農地について、農業委員から意見を伺いたいと思います。3 番委員お願いします。

農委 3 番 番号 2 農地については横間海岸の近くで、ロベの栽培にも適している場所です。譲受人の さんについては、今後ロベ切りに力を入れていきたいと伺っておりますので問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 議案第 1 号について、農業委員より意見を伺いましたが、なにか他にご意見やご質問等ございますか。

…無いようでしたら議案第 1 号を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 2 年 9 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字 番 登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 6,327 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 フェニックス・ロベレニー、期間 10 年間、賃借料は無償となります。

続いて、番号 2 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 5,919 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 フェニックス・ロベレニー、期間 6 年間、賃借料は無償となります。

続いて、番号 3 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 3,959 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者

利用権設定を受ける者

利用目的 野菜栽培、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この申請地は、現在遊休化している状況ですが、今年度農地の創出再生支援事業を活用して開墾し、フェニックス・ロベレニーを栽培する計画となっております。なお、

さんについて、以前はレザーファンを栽培する経営計画となっておりますが、規模拡大等の理由により9月の担い手育成総合支援協議会においてレザーファン栽培にフェニックス・ロベレニーを追加した経営計画に変更しております。

番号2の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この申請地も現在遊休化している状況ですが、今年度農地の創出再生支援事業を活用して開墾し、フェニックス・ロベレニーを栽培する計画となっております。

番号3の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。この申請地についても現在遊休化している状況ですが、今年度農地の創出再生支援事業を活用して開墾し、野菜栽培する計画となっております。規模拡大のためを追加し、野菜栽培する計画となっております。なお、 さんについて、以前は唐辛子を栽培する経営計画となっておりますが、規模拡大等の理由により9月の担い手育成総合支援協議会において唐辛子栽培にアシタバ・さつまいも・里芋を追加した経営計画に変更しております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、4番委員お願いします。

農委4番 利用権設定を受ける さんはレザーファンを主に栽培しており、今後の若い世代を引っ張っていく農業者であり、問題ないと思うのでよろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、2番委員をお願いします。

農委2番 利用権を設定する さんについて、現在は島外にいて耕作はしておらず、農地については、事務局からの説明でもありましたように遊休化している状況ですが、農地の創生再出支援事業を活用して開墾するという事で問題ないかと思われます。

議長 続いて、番号3農地について、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、7番委員をお願いします。

農委7番 利用権を設定する さんについて、現在耕作はしておらず、若い担い手農業者が借りて有効利用することは大変良いことだと思うので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 議案第2号について、各担当地区の農業委員より意見を伺いました。
番号1農地について、ご意見やご質問等がございますか。
《異議なしの声多数》

議長 続いて、番号2農地についてですが、本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。
...【委員1名退出】...

議長 番号2農地について、ご意見やご質問等がございますか。
《異議なしの声多数》

議長 ないようでしたら、事務局は退出された委員に自席に戻られるよう伝えてください。

議長 議案第2号番号1から3までを許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 834㎡

続いて 農地の所在 大字 番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 227㎡、2筆合計 1,061㎡

所有権を移転する者

所有権の移転を受ける者

利用目的 畑（フェニックス・ロベレニー）

売買価格 1,000,000円

移転の時期 令和2年9月30日

支払い方法 現金払い

支払期限 令和2年9月30日

続いて番号1 ・ 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1 ・ 農地説明】

最後に確認事項ですが、

番号1、の さんについては、全部効率利用、常時従事については認定新規就農者です。この申請地については、すでに口べが植えられており、継続して口べの栽培をする計画となっております。

なお、 さんについては、9月に行われた担い手育成総合支援協議会において新規就農者として認定されました。指導農業士による体験研修も受けており、今後は口べ部会に入会し、口べの栽培に取り組んで行く計画となっております。

議長 説明が終わりました。それでは、担当地区の農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地に関しまして、8番委員お願いします。

農委8番 所有権を移転する さんについては体調面を考慮し、現在農地を縮小しております。番号1農地には素晴らしい口べが栽培されており、所有権の移転を受ける さんにおいても、指導農業士による体験研修を受けており、新規就農者として認定されているので問題ないものと思われます。よろしく申し上げます。

議長 番号1農地についてですが、本件に直接関係いたします委員がおりますので、関係者となる委員は一度議場を退出願います。

…【委員1名退出】…

議長 番号1農地について、ご意見やご質問等がございますか。
《異議なしの声多数》

議長 ないようでしたら、事務局は退出された委員に自席に戻られるよう伝えてください。

議長 議案第3号番号1を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第4号 東京都指導農業士の推薦の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、東京都指導農業士認定の推薦の決定について
東京都指導農業士認定要綱に基づき、東京都指導農業士認定の推薦の決定について意見を求める。

令和2年9月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

推薦者番号 1

指導品目 明日葉

農業従事年数 17年間 認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 明日葉 400a

推薦者番号 2

指導品目 明日葉・八丈フルーツレモン

農業従事年数 27年間 認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 明日葉 60a、八丈フルーツレモン 13.2a、ルスカス 6.6a

続いて、認定要件の確認にうつります。

認定要件1番の都内で農業に従事していること、3番の認定農業者、またはそれと同等と認められる農業者であること、5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることに関しては事務局の方で確認がとれておりますので問題ありません。

許可要件2番の農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められることに関しては、2名ともそれぞれの主要作目の栽培に長年従事していることや今後の作目の経営計画から判断して、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われます。

許可要件4番の東京農業の担い手の育成に理解と情熱があり、積極的な指導ができることに関しては、許可要件5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることとも関係するのですが、今回推薦する2名とも、共通して島外からの就農希望者に対する受入意識は高く、自分の栽培する作目の就農希望者がいれば研修を快く受け入れてくれるとのことですので、許可要件4番についても問題ないと思われます。

最後に許可要件6番の女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していることについては、許可要件の4番でも説明したとおり、2名とも若い農業者の方に自分の栽培する

主要作目の技術指導を行って、次の世代にも広めていきたいという思いがあり、青年農業者が活躍できる環境も整備されていると思いますので、許可要件6番についても、問題ないと思われます。

以上、事務局としましては、許可要件の1番から6番まで問題ないと思われませんが、最終的な判断は委員の皆様にご決定いただき、推薦の可否を決定していただければと思いますので、ご意見をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質問や意見はございますか。

...無いようでしたら議案第4号に関しまして、説明のあった2名推薦することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については、2名を推薦することに決しました。